

「奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業補助金」 Q&A

	質問	回答
1	事業実施地域が北部地域と南部東部地域が協働で事業実施する際の補助率は	南部東部地域の補助率が適応されます（1 / 2 以内）。
2	産官学全て連携しないといけないのか	産官もしくは官学の連携事業も対象となります。
3	1つの自治体から複数事業計画を提出しても良いか	複数提出は可能ですが、自治体内での優先順位を確認する場合があります。
4	既存事業は補助対象事業として認められないか	事業のブラッシュアップ、拡大等あれば対象となり得ます。
5	複数市町村による広域連携を実施する場合、どのような提出方法になるか	書類提出や問い合わせ等の窓口となる代表市町村を決めていただき、代表市町村から提出をお願いします。 広域協議会の設立は必須ではありません。 提出先は代表市町村の所在地によって異なります。
6	補助先は1箇所になるのか	産官学いずれでも補助先になり得ますが、1事業計画につき1交付申請になります。
7	事業実施地域が変更になる場合、どのような手続きが必要か	交付決定が取り消しになる可能性があるため、早急に県担当課へご連絡ください。
8	交付決定額と請求額が異なる場合、どのような手続きが必要か	変更申請や協議が必要になる可能性があるため、早急に県担当課へご連絡ください。ただし、交付決定額を超える請求はできません。
9	交付決定後、補助下限額の50万円を下回った場合、変更承認申請を行えば、対象となるか	補助対象経費が変更になった場合、計画時点と実績時点において、乖離が出た理由、根拠資料を求めます。 当該理由が客観的に妥当と認められない場合は交付決定の取り消しとなります。
10	委託料も対象経費となっているが、既存の運営委託料も対象となるか	対象となりません。 経常的な委託ではなく、新規の特定業務の委託等を想定しております。
11	交付決定前に契約締結（契約を締結しない事業着手を含む）した場合は、交付決定後に発生した経費も含め全額が補助対象とならないのか？	経費および事業内容について、交付決定前と交付決定後の切り分けが明確にできる（リース等月々払いなど）ものであれば、交付決定後～3月末に発生した費用のみ対象となり得ます。
12	複数年度にまたがる事業計画を申請した場合、事業実施に必要なリース料など対象経費になるか	上記11を参照し、各年度の交付決定日～事業期間完了日または3月末のいずれか早い日までの期間に発生した経費のみ対象となります。
13	光熱費も対象となるか	他の事業でも当該施設を使用している場合は、明確に費用を按分できる場合のみ対象となります。（按分について、説明資料を添付してください。）

14	補助金も対象経費となるか	補助金も対象経費であるが、補助金を備品購入費や人件費等に充てることはできません。
15	計画時点で、事業実施地域に入っていなかった市町村において実施した事業について、補助対象となるか	計画時点で入っていなければ、対象とすることはできません。
16	協定の締結は必要か	必須ではありません。
17	補助対象事業者が自身へ委託する際の委託料は対象経費となるか	対象経費となりません。
18	「連携」の定義について、仮に「委託料」のみの支出となる場合でも、趣旨に合致している（連携とみなす）という認識で問題ないか	委託料の支出のみではなく、市町村が主体となり協働で取り組む事業を想定しております。提出を妨げるものではありませんが、市町村の積極的な関与について、書面で審査をさせていただきますのであらかじめご承知おきください。
19	事業の中の一部を切り取って申請することは可能か	協働計画に記載されない他の事業と明確に切り分け（経費及び事業内容について）できる場合は、補助対象となる可能性があります。
20	採択市町村数について、目安はあるか	採択市町村数について、目安は設けていません。予算額の範囲内で採択予定です。
21	市町村から補助金を交付している事業について、対象となるか	単に市町村が補助するだけでなく、市町村が主体となり協働で取り組む事業とみなせる場合は、産官学の連携となり補助対象となる可能性があります。
22	5月末までの募集で予算枠が埋まらなかった場合、追加募集の予定はあるか	5月末募集の採択状況を持って追加募集の有無は判断しません。
23	5月31日までの採択申請時点では、どの程度まで事業内容を固めておけばよいか	計画書に記載のない事業内容は、補助金の対象となりませんので、できるだけ詳細に計画書を記入ください。
24	次年度の募集時期は今年度と同じか	（予算成立を前提として）できるだけ早期の募集を実施したいと考えています。
25	実行委員会を立ち上げる際、第2号様式の連携先の概要はどのように記載すればよいか	2. 法人・その他の団体（1）名称に「実行委員会」とご記載ください。
26	補助対象経費に消費税は含めてもいいか。	奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金交付要綱第5条に記載のとおり、消費税及び地方消費税は補助対象外です。（補助対象事業費には含みません。）